

から……。

田代 また「費シタル金額」に戻る。

梶井 残存投資額の利子相当分ぐらいは、最低の増価額としてはあるはずだ、その年の年金還元額を求めましょうという考え方だから、投資額そのものでもない。

中江 前の暫定とりまとめのときに(3)を採用した。物価修正の問題はあるけれども……。ところが機械的に、という悪いが、土地改良法の「増価額」という言葉に拘泥すると、「費シタル金額」を否定したのだから、どうも減価償却残ではありえないという考え方から、(2)をひねり出すことになった。

石井 しかし暫定とりまとめでも、(1)もいっているし、(2)もいっている。具体的な利用増進で賃貸借を推進するというもとでは、(3)が実践的に意味があるのではないかということで、おおむね(3)の方向にしているだけで、ある意味ではそれは全部、1年か2年がかりで検討済みだといえると思う。

島本 だから(2)というのは、そういう意味では小作料の差だけれども、その内容として、こういうふうに分解して説明した。

梶井 最低限これくらいあるはずなんだから……。

島本 そこまでなければ、投資が回収されないということだ。

梶井 だから逆にいうと小作料の改訂範囲は、このぐらいはあるはずなんだ……。

田代 農業委員会が事前に計算しておけば、出てくるだろう。

#### (15) 投資額と増価額との関係 (続)

稲本 私の印象では、暫定とりまとめのときは、(3)にあたる、要するに「費シタル金額」を中心に考えていたことはたしかだが、そのときに読んだ感じとかなり違う。私は(3)をなお捨てがたいと思うけれども、その場合のたとえば未償却とか未回収ということがらをどう考えるかというときには、おそらく(2)の考え方に相当依拠することができるし、可能ではないか。だから(2)と(3)は、要するに、改良法上の増価額とはなにかということを割り出すための解釈の手がかりを含んでいるけれども、

もはや増価額か費用額かという大きな対立で分かれているものではあるまいと思う。

そうすると、(2)の考え方を前提として、それが通るなら通ればいいけれども確実にカバーできるかどうか保証がなくて最低(3)におちつくのだというときには、(2)の考え方から承継できるものは(3)のなかに入れたらどうか。そうすることとして、償却とか回収というあたりで工夫をすることはできないだろうか。

**梶井** 増価の考え方の一つだとみるわけ？

**稲本** 増価の考え方といいにくいけれども、改良法上の増価額の考え方だ。

**梶井** 改良法上の増価額は、こういう考え方でもいいということか。

**稲本** だからこの場合にも計算方式が欲しい。それができればいいんじゃないか。

**島本** だから今回の資料で減価償却残の内容を説明した。「費シタル金額」の毎年の償却分を単に回収しているのではなくて、実は少なくともプラス3%ぐらいの農業純収益があるんだということを説明している。もし「費シタル金額」だけの回収なら、耐用年数期間中で回収されるわけだから、もっと割り引かれるはずだ。

**田代** しかし思考方法として、(3)があって(2)があるのでしょうか。投資額が式に出てくるということが本来的なことになれば、経営としての純収益の差としてだけ考えればそんな投資額なんか、一切考慮する必要がないわけだ。

**島本** そこをどう整理するか……。

**石井** 増価額というのは、典型的に言えば、地価差としてあらわれ、地価差の基礎は収益の差で資本還元されるべき小作料の差になる。増価額という考えは、ある意味ではそこでとまってしまう。

**梶井** そこをとめずに……。

**石井** そこで投資といったときに、投下したものが増価であるということで、費用面的な考え方がでてくるわけで、「費シタル金額」イコール増価ということがいえないだろうか。投下したものが価値を高めたんだから。

**田代** (2)の式は結局、年金複利でやっていくわけだから、事実上もとに戻って、残存投資額というのが実態としてあって、それプラス純収益だ。純収益は、資本還

元としての増価額だから両方足して2で割ったような考え方でおちついているのではないか。

稲本 じゃ、田代さんに妥協して、(3)のあとに(2)を持ってきてもいい。(3)の中に(2)をできるだけ入れる……。

田代 いや、素直なのはこっちではないか。(3)と(2)は違う。問題はうまくできていて、(3)の(注1)がいわばつなぎになっていて、ここは舞台裏なんだ。

中江 そうだけれども、(3)を全面的に出すと、費用価イコール増価額ということになってしまう。

石井 あとは償却とかいろんな要素を織りこむ必要はあるが、本質的に費用価イコール増価額といえないのだろうか。

中江 だから土地改良法の有益費というのは、償却を考えただけだということになる。

石井 そういう意味では、費用価が増価額だということは、農業のコスト計算における中間生産物の評価なんかでは、現実の一つの理論としてかなり確立していると思う。

梶井 それはちょっと無理じゃないかな。

田代 中間生産物だからそうなのであって、対外的にこの間議論になったような現場でそれを出したときに、通用するだろうか。費用価が増価額じゃないかといわれたら、いや、そうじゃなくて、とこっちがいえば、それっきりだけれども。

入沢 そういう意味では、この案の3の(3)は、その前の2の(3)で、「土地改良法における有益費の額」ということで、わりにはっきりと、増価額と投資額は違うものだといいきって、「そうはいつでも」というのがあとに書いてある。そのことが(3)なのか、そうはいつでもこうだからというので(3)が出てくるのか、それともこれはそれと違うことなのか、このへんの間関係を、どういうふうに理解すればいいのかという問題があるだろう。